

北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川指定管理者候補者決定基準

I 申請資格等（申請の形式的要件）審査

(1) 申請資格

申請日において、次に掲げる申請資格を有しないものは、失格とする。なお、確認基準日は、当該申請のあつた日とする。

ア 北海道内に事業所又は事務所を有する法人その他の団体であること

イ 道立施設の管理を目的として基本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていなこと

(2) 欠格事項

次に掲げる欠格事項（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する教育委員会規則（平成17年北海道教育委員会規則第6号。以下「指定手続条例施行規則」という。）第5条各号に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するものは、欠格とする。なお、確認基準日は、申請期間終了後、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川指定管理者候補者選定委員会において申請資格等審査（申請の形式的な要件に係る審査）を行う日とする。

参考：指定手続条例施行規則（抜粋）

（欠格事項）

第5条 教育委員会は、条例第4条に規定する申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者を指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定してはならない。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 道における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- (3) 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
- (4) 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人
 - ア 道の知事
 - イ 道議会の議員
 - ウ 教育委員会の委員

(3) 負担金限度額

教育委員会が、指定期間における本施設の指定管理業務に係る費用を負担するため、指定管理者に支払う負担金は、総額で309,435,000円を限度とする。

申請書に添付する収支計画書において、教育委員会が支払う負担金収入の総額が、記載されていない場合、又は上記の額を超えている場合は、失格とする。

(4) その他の形式的要件

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 申請者が本施設について複数の申請をしている場合

- ① 単独で申請した団体が、他のコンソーシアムの構成団体として申請した場合
- ② コンソーシアムとして申請した構成団体が、単独で、又は他のコンソーシアムの構成員として申請した場合

イ 申請書類が、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

- ① 本公募要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していないもの
- ② 記載事項に不備があるもの
 - a 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していないもの
 - b 記載すべき事項の一部が記載されていないもの
 - c 虚偽の内容が記載されていることが判明したもの

II 選定基準及び審査の項目

(1) 選定基準

ア 最適な候補者の選定は、次に掲げる選定基準（北海道公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「指定手続条例」という。）第4条第1号から第4号までに規定するもの及び同条第5号の規定に基づき選定委員会の審議を経て定

めるものをいう。以下同じ。)に基づき、総合的な審査を実施して決定する。

参考：指定手続条例第4条

(選定)

第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体(申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。)について、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。
- (2) 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
- (4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

イ 本施設の性質又は目的に応じて定める基準

指定手続条例第4条第5号の規定に基づき、本施設の性質又は目的に応じて定める選定基準は、次のとおりとする。

利用者のニーズや時代の要請に対応した事業が実施され、健全な青少年の育成及び生涯学習の振興が図られるものであること。

(2) 審査項目

指定手続条例施行規則第4条の規定に基づき、選定基準ごとに定める具体的な審査の項目(以下「審査項目」という。)は、Ⅲ(2)の必須項目審査及びⅢ(3)の加点項目審査に係る審査項目の2種類とする。

III 審査及び選定の方法

(1) 申請資格等審査

表1に掲げる申請資格等審査項目に掲げる要件を満たしているかどうかについて審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、失格とする。

(2) 必須項目審査

申請の形式上の要件に適合していると判断した申請者を対象として、申請書類の内容が、選定基準の適合状況を審査するに必要かつ十分な記載があること及び選定基準に適合しているか否かについて、表2に示す必須項目ごとに審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、選定対象外とする。

(3) 加点項目審査

ア 審査項目・得点化

申請書類に記載された内容について、表3に示す加点項目ごとに、イに示す評価方法により審査し、同表に示す配点に応じて得点化する。

なお、加点項目審査において審査する項目及び配点については、教育委員会が本事業に対して申請者の創意工夫の発揮を期待する度合いを勘案して設定したものである。

イ 評価方法

可能な限り客観的に評価するため、各評価事項について、別記「北海道立青少年体験活動支援施設加点審査項目に係る評価の視点」に基づき審査し、表4(評価方法)に示す方法により得点を付与するものとする。

なお、得点化の際に生じた端数については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位までを有効数値とする。

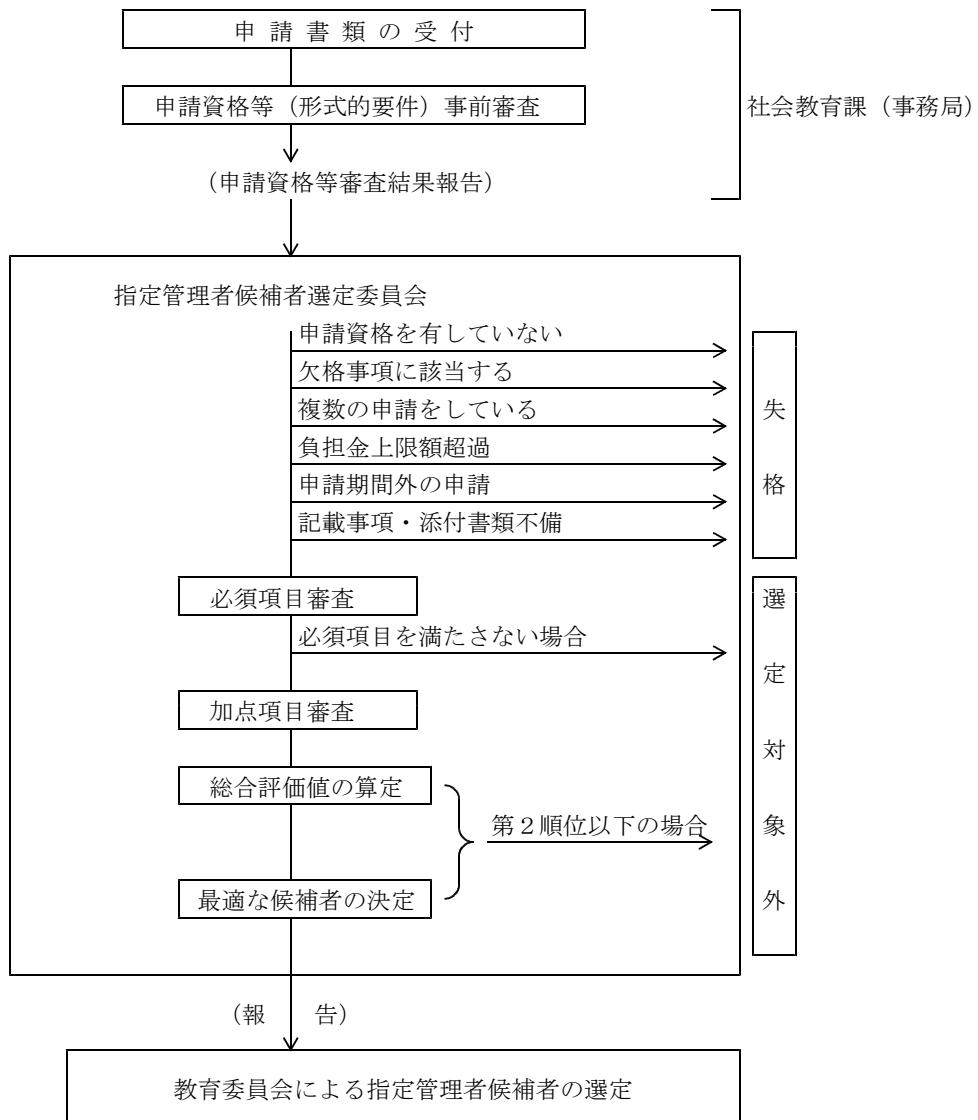
(4) 最適な候補者の選定

選定委員会において、加点項目審査の結果に基づく順位付けを行った上で、選定委員会運営要領(準則)第5条に定める方法により、最適な候補者を決定し、教育委員会に報告する。

教育委員会は、選定委員会の報告を踏まえて最適な候補者を選定する。

<参考>

指定管理者候補者決定までの事務の流れ



【表1】申請資格等（形式的要件）審査に係る審査項目

申請資格等（形式的要件）審査項目				
① 申請資格を有していること ② 欠格事項に該当しないこと ③ 複数の申請をしていないこと ④ 収支計画書に記載された負担金の総額が、公募要項に記載した上限額以下であること ⑤ 申請書類が申請期間内に持参又は郵送により所定の提出先に提出されていること ⑥ 申請書類の記載事項に不備がないこと				※注1
申 請 資 格		單 体	コンソーシアム (構成員)	
ア	団体であること。	法人であるかどうかは問わない。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	北海道内に事業所又は事務所を有すること。	本店や主たる営業所に限定しない。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> ※注2
イ	道立施設の管理を目的として、道から基本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていないこと。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
欠 格 事 項				単 体
ア	団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	団体の役員（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体 ① 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者 ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ③ 道における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	破産宣告を受けた法人又は精算法人		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人 a) 道の知事 b) 道議会の議員 c) 教育委員会の委員		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※注1 申請書類の補正等を求める場合は、申請期間内に、期間を定めて行います。

注2 コンソーシアムの場合については、コンソーシアムのすべての構成団体が申請資格を有し、欠格事項に該当しないこととします。

【表2】必須項目審査に係る審査項目

選定基準	必須審査項目	適合状況※ (主な審査資料)
① 正当な事由がない限り住民が施設を利用するこ ^ト を拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。	【平等利用の確保】 a) 利用の承認及び利用料金の額その他の利用条件が、住民の利用を不 ^當 に拒否し、又は制限するものでないこ ^と	(業務計画書)
② 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発 ^揮 させるものであること。	【法令等の遵守】 a) 関係法令及び設置条例等の趣旨及び規定に違反していないこと 【要求水準の充足】 b) 業務の細目毎に要求水準を満たしていることが確認できること c) 利用者数等の見込みが、管理の目標に定める水準を満たしているこ ^と 【安全確保等】 d) 駐車場を含む施設全体に関する事故防止策を定めていること e) 利用者の安全確保のための定期的な巡回指導及び点検等が行われること 【道全体として取り組むべき課題への対応】 f) 道の事務・事業に関する実行計画に掲げる「目標達成に向けた具体的な取組」の4に示されている温室効果ガスの排出抑制に向けた取組が確認できること g) ICT(情報通信技術)を活用した利用者の利便性向上のための取組が確認できること	(業務計画書) (業務計画書) (業務計画書) (業務計画書) (業務計画書)
③ 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	【維持管理業務実施体制の確立】 a) 責任と役割の分担、消防、警察、病院など関係機関との緊急時の連絡体制を整備していること b) 要求水準に定める管理に必要な人員数を充たしていること 【資産及び財務の状況】 c) 過去1年間に著しい資産の減少又は収支の悪化が認められないこ ^と d) 道税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと 【法令遵守能力等】 e) 団体の目的等が、公序良俗に反しないものであること f) 役員等(法人でない団体にあっては、代表者)に禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終えていないものがいないこと g) 団体又は役員等が「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの、又は同法第2条第6号の暴力団員に該当しないこと h) 社会保険等の届出義務を履行していること	(業務計画書) (業務計画書) (財務関係資料) (納税証明書) (定款・寄付行為、誓約書等) (誓約書等) (役員名簿、誓約書等) (社会保険等届出義務履行証明書等)
④ 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであるこ ^と 。	【収支計画の妥当性】 a) 事業計画と収支計画が整合していること b) 各種発生費用が市場価格と極端に乖離していないこと c) 年度ごとの極端なキャッシュフロー変動や資金不足がないこと	(業務計画書、収支計画書) (業務計画書、収支計画書) (業務計画書、収支計画書)
⑤ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が施設の性質又は目的に応じて定める基準 ア 利用者のニーズや時代の要請に対応した事業が実施され、健全な青少年の育成及び生涯学習の振興が図られるものであること	a) 青少年の健全育成に資する事業等の提案があること。 b) 生涯学習の振興に資する事業等の提案があること。 c) 近年の教育課題に対応したプログラムの提供及び市町村等への普及の提案があること。 d) 運営面において市町村等の関係機関や民間企業、団体との連携・効力に関する提案がなされていること。	(業務計画書、収支計画書)

※ 申請書類で確認できない事項については、ヒアリング等を実施して確認します。

【表3】加点項目審査に係る審査項目及び配点表

	審　　査　　項　　目	配　点
条 例 第 四 条 関 係 (一 号 か ら 四 号)	1 正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。 ア 施設の利用にあたり、利用者の平等利用を確保できるよう、基本的な運営方針が掲げられており、利用料金の設定が適切であること 【様式6-1①～③】	5点 (5点)
	2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるものであること。 ア 施設運営の基本方針や利用促進のための具体的な方策が明確で実効性があること 【様式6-2④】	45点 (10点)
	イ 利用者の満足度を高めるための施設管理の具体的な方策が明確で実効性があること 【様式6-2⑤～⑩】	(20点)
	ウ 環境への配慮や安全対策、危機管理に関する体制や具体的な方策が明確で実効性があること 【様式6-2⑪～⑯】	(5点)
	エ 社会教育主事との連携・協力の内容や具体的な方策が明確で実効性があること 【様式6-2⑭】	(5点)
	オ 地域住民や民間企業・関係団体等との協働体制が計画され、施設運営の改善のための効果が期待できること 【様式6-2⑮】	(5点)
	3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。 ア 業務遂行に必要な人員の配置及び技術・能力の育成等に関する計画等が適切であり、業務を安定して行う実施体制が確立されていること 【様式6-3⑯】	10点 (5点)
	イ 業務処理を安定して行うための体制や、類似施設の適切な運営実績や施設運営に必要なノウハウを有していること 【様式6-3⑰, ⑱】	(5点)
	4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること ア 教育委員会が支払う管理費用の総額が安価であること 【様式6-4⑯, 様式7-1, 7-2】	30点 (25点)
	イ 収支計画書の内容が適切であること 【様式7-1, 7-2】	(5点)
第四 条 五 号	5 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準 ア 利用者のニーズや時代の要請に対応した事業が実施され、健全な青少年の育成及び生涯学習の振興が図られるものであること 【様式6-5⑯～㉓】	10点 (10点)
	合 計	100点

【表4】評価方法

定性的評価項目に対する五段階評価	加点項目に係る提案内容評価の意味合い（判断基準）	評価レベル	得点化方法
	<input type="radio"/> 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいて非常に的確である。 <input type="radio"/> 提案内容が、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点で非常に優れている。	A	配点×1.00
	<input type="radio"/> 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいて的確である。 <input type="radio"/> 提案内容が、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点で優れている。	B	配点×0.75
	<input type="radio"/> 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいて、おおむね的確である。 <input type="radio"/> 提案内容が、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点でおおむね水準を満たしている。	C	配点×0.50
	<input type="radio"/> 提案内容に当該評価項目についての理解・認識は認められる。 <input type="radio"/> 提案内容の有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性は、あまり認められない。	D	配点×0.25
	<input type="radio"/> 評価項目についての理解・認識がなく、提案内容が加点水準まで達していない。 <input type="radio"/> 提案内容に、加点水準までの有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性が認められない。	E	配点×0.00
価格に対する評価	<input type="radio"/> 申請者中、収支計画書の「道が支払う管理費用の総額（総支出額から利用料金収入を差し引いた額（5ヶ年の総額））」が予定価格の範囲内で最低額の者を1位とし、配点を満度に付与する。他の申請者の得点は、1位の価格（最低価格）との比率により算出する。		
<算出例>			
申請者A：教育委員会が支払う管理費用総額 50,000千円（最低価格1番札） 得点→25点×1.00=25点			
申請者B：教育委員会が支払う管理費用総額 55,600千円（2番札） 得点→25点×50,000千円／55,600千円 =22.482点≈22.48点（小数点以下第3位四捨五入）			

別記

北海道立青少年教育施設加点審査項目に係る評価の視点

得点化に当たっては、各審査項目ごとに次に示す「評価事項の視点」に基づき審査を行う。

ただし、4の①の「管理費総額」に関する評価事項については、表4「評価方法」中の「価格に対する評価」によることとする。

1 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用するこ とについて不当な差別的取扱いをしないものであること	5
① 施設の利用にあたり、利用者の平等利用を確保できるよう、基本的な運営方針が掲げられており、利用料 金の設定が適切であること ■ 視点1：公的な青少年の宿泊研修施設として、住民に共感を得る経営方針が示されていること ■ 視点2：利用の予約や承認などの公平性が確保できる具体的な方策が示されていること ■ 視点3：幼児・障がい者・高齢者などへの配慮が示されていること。 ■ 視点4：利用料金の設定根拠が示され、適切であること	(5)
2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に發揮させることであること	45
① 施設運営の基本方針や利用促進のための具体的な方策が明確で実効性があること ■ 視点5：施設運営に対する考え方が前向きであり設置目的にあったものであること。 ■ 視点6：道の事務・事業に関する実行計画に掲げる「目標達成に向けた具体的な取組」以外の温室効果ガ スの排出抑制に向けた自主的な取組が提案されている。 ■ 視点7：利用者の利便性向上のため、施設利用に係る申請などの手続きについてオンライン化やキャッシ ュレス決済の導入などが予定（実施）されている。	(10)
② 利用者の満足度を高めるための施設管理の具体的な方策が明確で実効性があること ■ 視点8：利用促進を図るためのアイディアに斬新性があり、かつ実効的であること ■ 視点9：対象や目的に応じた広報手段が戦略的に計画されていること ■ 視点10：清掃や食事の提供など、研修活動の環境整備に関する具体的な方策が示されていること ■ 視点11：施設の効果的な活用についての具体的な方策が示されていること	(20)
③ 環境への配慮や安全対策、危機管理に関する体制や具体的な方策が明確で実効性があること ■ 視点12：各種法令等に定められている事項に対する措置が示されていること (消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など) ■ 視点13：利用者の心身の安全に係る対策が具体的に示されていること ■ 視点14：災害・火災など緊急時の危機管理体制が明確に示されていること ■ 視点15：省エネルギー、リサイクルなど環境に対する配慮がなされた運営計画が提案されていること	(5)
④ 社会教育主事との連携・協力の内容や具体的な方策が明確で実効性があること ■ 視点16：社会教育主事と円滑に連携・協力するための具体的な方策が示されていること	(5)
⑤ 地域住民や民間企業・関係団体等との協働体制が計画され、施設運営の改善のための効果が期待できるこ と ■ 視点17：地域住民や関係団体等から幅広く意見を聴取し、施設の改善を図る方策が具体的に示されてい ること ■ 視点18：地域住民や関係団体等と協働した取組の提案がなされていること ■ 視点19：ボランティアの育成やボランティア組織・団体等との連携・協力のための方策が具体的に示さ れていること	(5)
3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること	10
① 業務遂行に必要な人員の配置及び技術・能力の育成等に関する計画等が適切であり、業務を安定して行う 実施体制が確立されていること ■ 視点20：安定的な業務遂行のための業務の責任の所在や分掌が明確な組織体制が示されていること ■ 視点21：職員の資質向上のための研修計画等が具体的に示されていること	(5)
② 業務処理を安定して行うための体制や、類似施設の適切な運営実績や施設運営に必要なノウハウを有して いること ■ 視点22：類似施設の運営実績が具体的に示され、運営上の目標を充分達成できていること ■ 視点23：団体の特性や利点を生かした管理運営が期待できること	(5)
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	30
① 教育委員会が支払う管理費用の総額が安価であること ■ 視点24：教育委員会が支払う管理費用の額（総支出額から利用料金収入を差し引いた額）が、より安価なも のであること	(25)
② 収支計画書の内容が適切であること ■ 視点25：業務処理を安定して行うための無理のない収支計画であること ■ 視点26：消耗品や光熱水費などのコスト削減に向けた方策が具体的に示されていること	(5)
5 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準	10
① 利用者のニーズや時代の要請に対応した事業が実施され、健全な青少年の育成及び生涯学習の振興が図ら れるものであること ■ 視点27：北海道教育推進計画や教育委員会の示す方針に沿った主催事業等の計画が示されていること ■ 視点28：青少年の健全育成に資する標準生活時間や利用のルールが定められるとともに、利用者の ニーズに応じた弾力的な運営方針が示されていること。 ■ 視点29：施設の立地的な特性や環境を十分に生かした主催事業等の計画が示されていること。	(10)